

## 第2章 監査事務所に対する審査及び検査等

### 1. 概説

資本市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立する観点等から、平成15年6月の法改正により、監査法人等に対する監視・監督の機能の充実・強化策として、それまで自主規制として行われていた協会による監査法人等に対する品質管理レビュー（注）が法定化され、審査会が当該レビューをモニタリングすることとされた。

また、平成19年6月の法改正においては、我が国金融資本市場の健全性を確保していくため、金融商品取引法による開示規制の対象となる外国会社等の監査を行う外国監査法人等が我が国当局の検査・監督の対象とされ、報告徴収及び立入検査を審査会が行うこととされた。

具体的には、審査会は、金融庁長官の権限のうち、

- ・協会による会員の法第2条第1項業務（監査又は証明業務）の運営状況の調査の結果報告の受理に関する事務（法第46条の9の2第2項）
- ・上記報告について行う協会及び公認会計士・監査法人に対する報告徴収及び検査（法第46条の12第1項、49条の3第1・2項）
- ・外国監査法人等に対する報告徴収、検査（法第49条の3の2第1・2項）

について委任されている（法第49条の4第2・3項）。

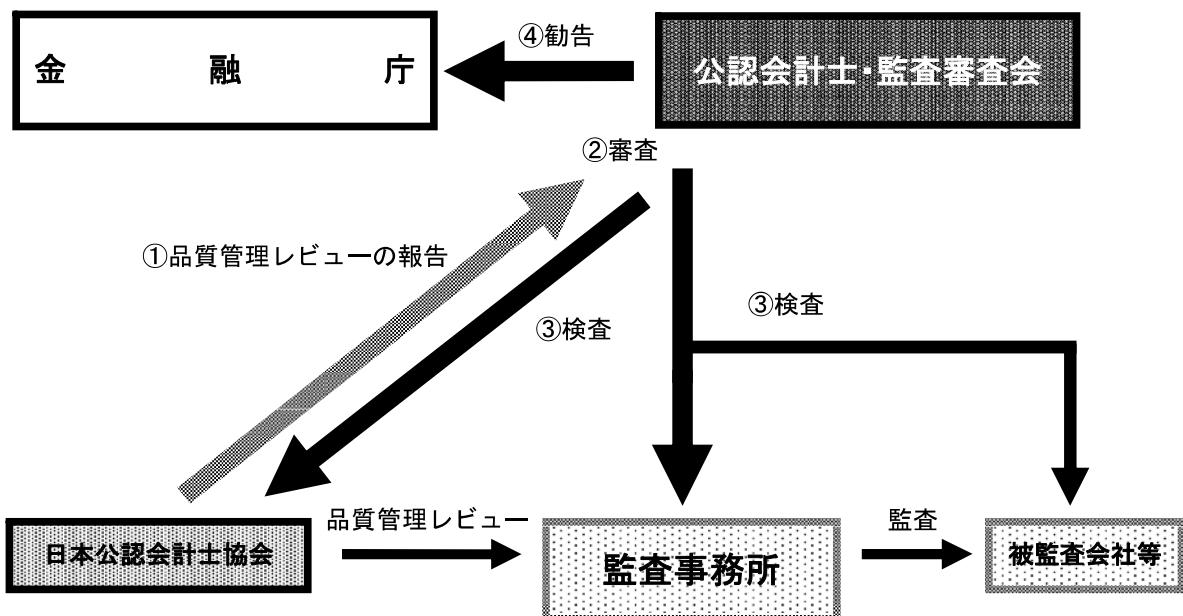
これらを受けて、審査会では、品質管理レビューに関する報告の審査等を行い、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合には、報告徴収、検査を行うこととしている（P51資料2-1参照）。

また、審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告することとしている（法第41条の2）。

（注）品質管理レビューとは、監査の品質管理状況のレビューとして協会が行うものであり、法第46条の9の2で規定している「協会による法第2条第1項業務の運営の状況の調査」の趣旨を踏まえ実施されているものである。

具体的には、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、協会が監査法人及び公認会計士事務所（以下、「監査事務所」という。）の行う監査の品質管理の状況を調査し、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受けることである。

## 《審査及び検査の概要》



### ① 品質管理レビュー報告

協会は原則として3年に1度(協会が必要と認めた場合は2年に1度等に短縮)、法令、監査基準等及び協会の会則・規則等への準拠状況を事後的に調査しており、審査会はその調査結果に関して報告を受ける。

### ② 審査

審査会は、協会から報告を受け、主として、協会の品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを確認する。

審査会は、審査の過程において、必要があると認める場合には、協会又は監査事務所に対して報告又は資料の提出を求める。

### ③ 検査

審査会は、審査の結果、協会の事務の適正な運営を確保するため必要があると認める場合、公益又は投資者保護のため必要かつ適當と認める場合には、協会、監査事務所、その他監査事務所の監査業務に關係のある場所（被監査会社等）に対して検査を行う。

### ④ 勧告

審査会は、審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、監査事務所の監査業務又は協会の事務の適正な運営を確保するために行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告する。

(注) 外国監査法人等に対する報告徴収・検査については、後記「3. (8) イ 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する考え方」(P17) を参照。

## 2. 監査事務所に対する審査及び検査の基本方針等

### (1) 審査及び検査の基本方針

審査会は、発足後 10 年目を迎えるに当たり、第 1 期から第 3 期まで（平成 16 年 4 月～平成 25 年 3 月）の審査及び検査の実績を踏まえつつ、監査の品質の一層の向上という観点に加え、審査及び検査を通じ監査事務所の行う監査の実効性向上を図るという観点から、第 4 期（平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月）における「審査及び検査の基本方針－より実効性のある監査の実施に向けて－」を策定し、平成 25 年 4 月 26 日に公表した（詳細は P52 資料 2－2 参照）。

#### <基本方針の内容>

##### ア 視点

審査会が実施する審査及び検査においては、近年の企業の会計不正事案を契機として監査における不正リスク対応基準が設定・公表されており、実効的な監査の実施など、監査事務所による監査に対する国民の期待は大きく、この期待に対応するため、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に發揮して、新たな法令諸基準等の監査業務への反映、その定着に留意し、監査の品質の確保・向上を積極的に図っていくこととする。

また、審査及び検査で得られた有益な情報については、協会等の関係先との意見交換において提示するほか、IFIAR 等を通じ、各国当局と連携を図り、国際的動向に積極的に対応するなど、国内外に対する情報発信を一層強化する。

##### イ 目標

審査会が実施する審査及び検査は、個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするのではなく、協会による監査業務の運営の状況の調査の一層の実効性向上を公益的立場から促すとともに、監査事務所及び外国監査法人等における監査業務等の適正な運営の確保を図ることを目的とし、

- ・関係先との積極的な連携により情報の共有を図る
- ・協会等と双方向の議論等を行う
- ・各国当局との連携等を通じて検査手法等の充実に取り組むこととする。

##### ウ 審査基本方針

審査会は、協会からの監査事務所における監査業務の運営の状況の調査結果の報告を受理し、必要と認めるときは当該報告に関し、関係者か

ら報告又は資料の提出を求めるとともに、関係先とも意見交換を行うなどして情報の収集を行い、監査事務所における監査業務の運営の状況に係る分析等の審査を行う。

審査は、次の考え方に基づき実施することとする。

- **監査の品質管理の確実な定着**

近年の企業会計不正事案の発生に鑑みると、監査の実効性を上げていくことが重要であることから、監査の実効性が確保されるよう、品質管理が監査事務所において適切に実施されているかどうかに重点を置いた審査を実施することとし、監査事務所に対して、適切な監査の品質管理の定着を促していくこととする。

- **審査における実効性の確保**

協会からの監査事務所における監査業務の運営の状況の調査結果の報告等に加え、関係先から得られた様々な情報を総合的に勘案し、また、法令、監査基準等の改正や監査業界を巡る横断的なテーマ等については、審査を実施する上で特に留意すべき事項であることから、このような共通の課題のある監査事務所を一体的に、かつ、検証すべき分野や事項を特定するなど、効果的な審査の実施に留意することとする。

さらに、監督当局に行政処分その他の措置をとるよう勧告した検査案件以外で、検査結果として通知した問題点について、その後の品質管理の状況を確認する観点から、検査結果通知から一定期間経過後に、必要に応じて、報告を求め、当該報告の審査結果については、今後の検査等における重要な参考情報として活用することとする。

## エ 検査基本方針

審査会は、審査の結果を踏まえて、必要に応じて検査を実施する。

検査基本方針においては、検査対象ごとに、どのような場合に検査が必要と認められるかについて、それぞれ具体的に記載し、別途定める「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」(P65 資料2-4 参照)に従って実施することとする。

また、外国監査法人等に対する報告徴収及び検査については、平成21年9月に公表した「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」(P77 資料2-5 参照)及び平成22年1月に公表した「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」(P80 資料2-6 参照)に従って実施することとする。

(参考) 審査及び検査の基本方針（第1期～第3期）

第1期（平成16年4月～平成19年3月）においては、「監査の信頼性確保のために一審査基本方針等一」を策定し、公表した（平成16年6月）。これを踏まえ、第1期においては、「監査の品質の確保と実効性の向上に対する期待への積極的対応」と「監査業務への継続監視と協会による品質管理レビューの一層の機能向上」を基本的な考え方とし、審査及び検査を実施した。

第2期（平成19年4月～平成22年3月）においては、第1期の審査及び検査の実績を踏まえ、「監査の品質の一層の向上のために一審査基本方針等一」を策定し、公表した（平成19年6月）。これを踏まえ、第2期においては、「これまでに指摘した事項に対する改善の確実な定着」と「新しい事態への対応」を基本的な考え方とし、審査及び検査を実施した。

第3期（平成22年4月～平成25年3月）においては、第2期の審査及び検査の実績を踏まえ、「審査及び検査の基本方針一監査の品質の一層の向上のために一」を策定し、公表した（平成22年6月）。これを踏まえ、第3期においては、「監査の品質管理の確実な定着」「協会の品質管理レビューの機能向上」「効果的な審査の実施」を基本的な考え方とし、審査及び検査を実施した。

（2）審査基本計画及び検査基本計画

審査会は、毎年度、当該年度における審査・検査の方向性を示すものとして、審査基本計画及び検査基本計画を策定している。

平成26年度においても、上記の審査及び検査の基本方針を踏まえ、監査事務所のリスクに応じた監査事務所の業務運営上の本質的な問題に焦点を当てたメリハリのある検証を行うこと、これまでの審査・検査を通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証を行うことなどを盛り込んだ「平成26年度の審査基本計画及び検査基本計画」を策定し、平成26年4月4日に公表した（P58資料2-3参照）。

＜審査基本計画及び検査基本計画の概要＞

審査会検査や協会の品質管理レビューの結果、一部の監査事務所について、依然として品質管理のシステムの整備等や自主的な改善が不十分な事例が確認されているほか、業務運営が著しく不当であるとして金融庁長官に対し勧告を行った監査事務所もみられており、限られた検査資源の中で、監査事務所の実態をより適切に把握し、監査事務所の実態に応じたより実効的な検査等を実施していくことが重要である。

ア 審査基本計画

審査基本計画においては、協会の品質管理レビュー報告等のほか、協会等の国内関係先に加えて、海外の監査監督当局等とも意見交換を実施するなど情報等の収集分析体制の強化により、監査事務所や個別監査業務に係るリスクを的確に把握する審査を実施することとしている。

また、協会の品質管理レビューの一層の実効性向上により、監査事務所において適切な監査の品質管理の定着がなされること、業界横断的な問題への対応も含めた協会による強力な指導性の発揮が期待されること、協会の品質管理レビュー実施体制の強化として、レビュー対象事務所及び対象監査業務の拡大などのレビュー制度の見直しも行われたことから、協会の品質管理レビュー制度の適切性を総括的に検証することとしている。

さらに、監査事務所における監査の品質管理について、その適切な定着を促す観点から、品質管理に関する指摘が広範に認められる監査事務所や自主的な改善を促す必要があると認められる監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、中小規模監査事務所を中心に見られがちな業界横断的な問題等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえ、重点的に検証することとしている。

なお、検証方法としては、限られた検査資源の中で効果的・効率的なモニタリングを実施する観点から、立入検査に代えて、対面の方式による報告徴収により実施し、その結果、重大な問題が認められた場合には、今後の立入検査の重要な参考情報としている。

#### イ 検査基本計画

平成 26 年度の検査基本計画においては、重点事項として、①監査事務所の経営方針、経営管理に関する措置等が監査事務所の規模や特性等に応じた適切なものとなっているかについての検証、②被監査会社の事業上のリスクを適切に評価して監査を実施しているかについての検証等を掲げるとともに、検査の過程において不備等が発見された場合には、当該不備の発生した直接的な原因の検証のみならず、不備の根本的な原因を究明し、それに基づく本質的な対応を検査対象事務所に促すことを明記した。

大手監査法人（上場会社 100 社以上の被監査会社を有し、かつ、常勤の監査実施者が 1,000 名以上在籍する監査法人）に対しては、原則として 2 年に 1 度の頻度で定期的に検査を実施することとしている。大手監査法人については、これまでの検査結果等を勘案すると、品質管理については、一定程度有効に機能しているものと考えられる。このため、効果的かつ効率的な検査の実施の観点から、リスクベースの検査をより徹底させることとし、重要度の高い情報を入手した上で、大手監査法人共通のテーマを選定し、当該テーマ及びリスクの高い領域に検証範囲を絞った検査（テーマ別検査）を実施した。

平成 26 年度のテーマ別検査のテーマとしては、一定期間不变な共通テーマとして、重要な不備が多くみられる「収益認識」「会計上の見積り」等を、スポット的な共通テーマとして、近時の検査等の結果を踏まえて、

「組織の末端までの品質管理の定着の状況についての検証」等を選定している。

準大手監査法人に対する検査については、これまでには、必要に応じて実施してきたが、原則として2~3年に1回の頻度で定期的に実施することとした。また、重点事項としては、準大手監査法人に共通するリスクヘッフォーカスする観点から、業務管理体制の整備・運用状況の検証、金融機関監査、グループ監査等を掲げている。

中小監査事務所については、近時の審査・検査や品質管理レビューの結果において、中小監査事務所の体制に起因して生じる監査人の交代に伴うリスク評価、業務管理体制の整備及び品質管理レビューの指摘事項に対する改善等に問題がある事例が散見されている。このため、検査基本計画においては、新設の監査事務所を含め、監査契約の締結、業務管理体制の整備、品質管理レビューに対する改善への取組等の状況の検証・確認を効果的かつ機動的に実施することとし、協会からの品質管理レビュー報告に係る審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施することとしている。

審査及び検査の事後的な対応として、検査結果通知後、一定期間を経過した監査事務所については、必要に応じて、品質管理の状況を確認・検証するため、報告徴収を実施することとしている。その際、金融庁の監督当局と緊密に連携し、不備の内容や重要性に応じた確認・検証を行い、当該確認・検証の結果については、協会からの品質管理レビュー報告に係る審査に際して活用することにより、検査の実効性・効率性を高めるなど、審査及び検査のシームレスな運用を行うこととしている。さらに、審査及び検査結果の深度ある分析によって、業界横断的な問題点等を抽出し、協会等関係先との意見交換等を実施するなどして、監査の品質の確保・向上を図ることとしている。

### 3. 監査事務所に対する審査及び検査の状況等

監査事務所（公認会計士又は監査法人）は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査証明業務（法第2条第1項の業務）を行うほか、その名称を用いて、他人の求めに応じて報酬を得て、財務書類の調製、財務に関する調査・立案、財務に関する相談の業務（法第2条第2項の業務）を行うことができる。平成26年度末現在、公認会計士登録者数は27,313人、監査法人数は219法人であり、監査法人における営業収入の約8割が監査証明業務となっている。

(参考)

	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末
公認会計士登録者数	21,325	23,119	24,964	26,260	27,313
監査法人数	208	213	214	216	219

### (1) 協会による品質管理レビューの状況

平成 26 年度の協会による品質管理レビューは、86 件(監査法人 68 件(公認会計士共同事務所 4 件を含む。)、公認会計士 18 件)に対して実施されており、平成 27 年 3 月 31 日までに、30 件についての報告を受けた(注)。なお、品質管理レビューの状況は以下のとおりである。

(注) 品質管理レビューに関する報告(月次報告書)の主な内容

- ・品質管理レビュー報告書
- ・改善勧告書
- ・改善勧告書に対する改善計画書
- ・レビュー調書等

#### ア 品質管理レビューの実施状況

品質管理レビューの実施状況は以下のとおりである。

#### 《品質管理レビューの実施状況》

品質管理レビュー 実施年月	26年						27年			合計
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
品質管理レビュー 実施監査事務所数	10	16	1	10	13	21	14	1	0	86

#### イ 品質管理レビューの実施結果

審査会に報告された 30 件に対する品質管理レビューの結果のうち、24 件に改善勧告事項があり、その実施結果に基づく結論の状況は以下のとおりである。

- ・限定事項のない結論 29 件(監査法人 24 件、公認会計士 5 件)
- ・限定事項付き結論 1 件(監査法人 0 件、公認会計士 1 件)
- ・否定的結論 該当なし

また、平成 26 年度は、フォローアップ・レビュー(注)が 71 件(監査法人 50 件、公認会計士 21 件)実施されており、平成 27 年 3 月 31 日までに報告を受けた 62 件のフォローアップ・レビュー実施結果は以下のとおりである。

- ・改善措置済み 55 件(監査法人 37 件、公認会計士 18 件)

- ・改善措置が不十分 7 件（監査法人 4 件、公認会計士 3 件）

(注) フォローアップ・レビューとは、協会の品質管理レビューの一環として実施する改善措置の状況の確認である。具体的には、前回の品質管理レビューにおいて提出された改善計画書に記載の改善措置の内容に従って監査事務所が実施した、品質管理のシステムの変更の状況、監査実施者への教育・訓練を含む伝達の状況及び品質管理のシステムの監視等による是正措置の状況等を確かめることにより、改善措置の状況を確認する。

## (2) 品質管理レビューに対する審査の状況

### ア 審査の対象及び観点

平成 26 年度の審査対象は、協会が平成 25 年度及び平成 26 年度に実施した品質管理レビューであり、うち平成 25 年度品質管理レビューの実施結果に基づく結論は次のとおりである。なお、平成 26 年度品質管理レビューについては、平成 27 年 3 月 31 日までに報告を受けた 30 件について、順次審査に着手している。

《品質管理レビュー報告書（平成 25 年度）》(監査事務所数)

区分	限定事項のない結論		限定事項付き結論		否定的結論 —	計 (c)
	(a)	a/c	(b)	b/c		
監査法人	60	95.2%	3	4.8%	—	63
公認会計士	25	83.3%	5	16.7%	—	30
合 計	85	91.4%	8	8.6%	—	93

(注) 93 件中 86 件に改善勧告事項がある。

### イ 審査の観点

品質管理レビューに関する指摘事項の内容やレビュー対象会社の状況等の報告を分析し、以下の観点から審査を行っている。

- ・協会による品質管理レビューの適切性
- ・監査事務所における、監査業務の品質を合理的に確保するための、品質管理のシステムの整備・運用状況
- ・個々の監査業務について、監査事務所の設けた品質管理のシステムの準拠性

## (3) 監査事務所に対する報告徴収等の状況

### ア 監査事務所のリスクアセスメント

監査事務所に対する実効的かつ効率的な検査等を実施するために、監査事務所に対するリスクアセスメントを強化している。

リスクアセスメントの手法としては、①報告徴収及び②金融庁内の関係部局だけでなく、協会、証券取引所、監査役協会等の関係機関等との連携(後述4. 参照)がある。

#### イ 報告徴収

品質管理レビュー対象監査事務所のうち、審査会検査の対象とならなかつた監査事務所については、品質管理レビューの改善状況等の重点的検証、監査を取り巻く問題の実態把握等のため報告徴収を実施しているが、本年度は、より実効性ある監査の実施に向けて、前年度よりも検証項目を追加して実施した。また、同様の観点から、可能な限り監査事務所を訪問し、対面方式で行うこととした。

##### (ア) 重点的検証に係る報告徴収

審査会は、審査基本計画及び検査基本計画(P58 資料2-3参照)において、「監査業務の適正な運営について、監査事務所に対してその適切な定着を促す観点から、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、品質管理に関する指摘が広範に認められるなどの監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、中小規模監査事務所を中心に見られがちな業界横断的な問題等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえ、重点的に検証する。特に、業務運営上の本質的な問題ともなり得る監査事務所の経営方針、収益・財務構造、組織・人材といった経営管理に関する項目を報告徴収の対象とする。」としている。

これに基づき、平成26年度においては、平成25年度に協会の品質管理レビューを受けた93の監査事務所のうち、監査の品質管理の状況を確認する必要があると認められた63監査事務所に対して報告徴収を実施した。また、併せて監査業界を取り巻く課題の実態を把握するため、監査人と監査役とのコミュニケーションの状況、被監査会社に対する監査事務所の報酬依存度が15%を超える場合の対応、「監査における不正リスク対応基準」への対応等に加え、新たに監査事務所の経営管理等に係る事項等についての報告を求めた(平成26年8月から実施)。

##### (イ) 実態把握に係る報告徴収

平成25年度の品質管理レビューの結果、直ちに監査の品質管理の状況を確認する必要があるとは認められないものの、監査業界を取り巻く課題の実態を把握するため、4監査事務所に対して、監査人と監査役とのコミュニケーションの状況、被監査会社に対する監査事務所の報酬依存度が15%を超える場合の対応、「監査における不正リスク対応基準」への対応、犯罪収益移転防止法への対応等に加え、新たに監査事務所の経営管理等に係る事項等について報告徴収を実施した(平成26年8月から実施)。

«重点的検証及び実態把握に係る報告徴収実績»

	26 年度報告徴収実績				25 年度報告徴収実績	
	報告徴収実施先数 (a)		25 年度 品質管理 レビュー 実施先数 (b)	報告徴収 実施率 a/b	24 年度 品質管理 レビュー 実施先数 (c)	報告徴収 実施率 c/d
	重点 的 検 証	実態 把握				
監査事務所	67	63	4	93	72.0%	70
監査法人	43	39	4	61	72.0%	34
個人事務所（注）	24	24	0	32	75.0%	36

（注）公認会計士共同事務所を含む。

（4）監査事務所に対する検査の状況

平成 26 年度において、審査会は、審査基本計画及び検査基本計画（P58 資料 2－3 参照）に基づき、平成 25 年度品質管理レビューに係るものとして監査事務所 11 件、平成 24 年度品質管理レビューに係るものとして監査事務所 3 件、外国監査法人に対するもの 1 件の合計 15 件の監査事務所に対して検査を実施している。

※公認会計士共同事務所は 1 件としてカウント

なお、本年度においても、限られた人員等の中で、特に監査事務所における業務運営上の問題点等の認識を共有し、的確かつ効果的な指摘に努めるとの観点から検査を実施することとし、そのために必要な検査班の編成に留意したことや検査官を有効活用し効率的な検査を実施するために運用を弾力的に行なった。その結果、検査実績は、機動的な検査の活用等とあいまって、昨年度の 13 件に比し 2 件増加している。

また、本年度は、検査対象事務所に有効な改善を促すために、検査の過程において、不備等が発見された場合には、当該不備の発生した直接的な原因の検証のみならず、当該不備の発生した監査事務所における根本的な原因の究明に重点をおいて検査を行なった。

さらに、本年度においては、海外子会社等に対する監査（グループ監査）の有効性を検証する観点から、複数の海外監査監督当局と連携し、国際的な協同検査を実施したところであり、グローバルな監査事務所間で行われるグループ監査を検証する際の課題等の把握に努めた。

（5）金融庁長官に対する勧告の状況

審査会は、検査した結果、以下の監査法人の運営が著しく不当なものと認められたことから、金融庁長官に対し、法第 41 条の 2 の規定に基づき、

行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

- ・清和監査法人（平成 26 年 6 月 13 日。P93 資料 2-7 参照）
- ・九段監査法人（平成 26 年 7 月 11 日。P95 資料 2-8 参照）
- ・才和有限責任監査法人（平成 26 年 10 月 24 日。P97 資料 2-9 参照）
- ・監査法人セントラル（平成 27 年 1 月 30 日。P99 資料 2-10 参照）
- ・有限責任クロスティア監査法人（平成 27 年 3 月 20 日。P101 資料 2-11 参照）

#### （6）検査結果通知後の改善状況のフォローアップ

審査会は、審査及び検査の基本方針（P52 資料 2-2 参照）において、「検査結果として通知した問題点について、その後の監査事務所における対応状況等を把握するため、必要があると認めるときは、監査事務所における監査業務の運営の状況等について報告を求め、当該報告の審査結果については、今後の検査等における重要な参考情報として活用することとする」とし、これを受け、審査基本計画及び検査基本計画（P58 資料 2-3 参照）において、「検査結果通知後、一定期間を経過した監査事務所については、必要に応じて、品質管理の状況を確認・検証する」としている。

平成 26 年度においては、審査会が検査結果を通知した監査事務所のうち 5 件に対して検査における指摘事項の改善状況を確認するため報告徴収を実施した。また、併せて監査業界を取り巻く課題の実態を把握するため、監査人と監査役とのコミュニケーションの状況への対応等について報告を求めた（平成 26 年 8 月から実施）。

#### （7）情報発信

##### ア 「監査事務所検査結果事例集」の作成・公表

審査会は、監査事務所の監査の品質の維持・向上を図る観点から、平成 20 年 2 月に公表した事例集について毎年度見直しを行っており、平成 26 年度においては、平成 25 年度までの検査で確認された事例等について、指摘事例の紹介に加えて、共通する不備の改善に資するよう、事例の追加・削除等の見直しを行い、平成 26 年 7 月に公表した（P103 資料 2-12 参照）。また、英語版についても同様に見直しを行い平成 26 年 11 月に公表した。

なお、事例集では、「監査の品質の維持・向上に向けた自主的な取組の促進」、「審査会としての期待水準の提示」及び「上場会社等の取締役・監査役や一般投資家等の市場関係者に対する参考情報の提供」という観点から、検査における着眼点、検査結果の概要（指摘事例の概要及び発生原因分析、評価できる取組み）、監査事務所に求められる対応等を記載した上で、指摘事例の内容を具体的に紹介している。

#### イ 検査結果（事例集）についての講演等の実施

審査会は、適切な監査手続の実施に資するため、検査結果について、協会等の関係機関が実施する研修会に積極的に参加し、講演等を行っている。

平成 26 年度においては、監査の品質の維持・向上に向けた自主的な取組の促進のため、公認会計士を対象に、協会において、平成 26 年 9 月から 11 月にかけて全国 7 地域で 8 回講演を行ったほか、外部監査の実態把握等のために事例集が広く参照されるよう、監査役を対象に、日本監査役協会において、平成 26 年 11 月に 2 回講演を行った。

また、事例集が、監査事務所等において参考資料として積極的に活用されるよう、関係機関の機関紙等に掲載するなど、内容の周知を行った。

#### ウ 審査会の活動状況等に関する講演の実施

審査会は、上場会社等の監査役や内部監査部門等の市場関係者に対して講演を行い、審査会の活動状況及び今後の課題について紹介している。

平成 26 年度においては、日本監査役協会、日本内部監査協会、日本証券アナリスト協会、資本市場研究会において講演を行い、審査会が監査法人に対する検査等を通じて把握した諸課題等について講演を行った。

### （8）外国監査法人等に対する検査・監督に関する枠組み

#### ア 外国監査法人等の届出

外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務諸表について外国監査法人等が法に定める監査証明業務に相当すると認められる業務を行うときは、あらかじめ内閣総理大臣（法の規定により金融庁長官に委任）に届け出ることが求められている（平成 27 年 3 月 31 日現在、31 か国、86 監査法人等）。

«外国監査法人等の届出状況»

（平成 27 年 3 月 31 日現在）

	国・地域数	監査法人等数
北米	3	14
中南米	2	2
欧州	15	43
アジア・大洋州	10	26
中東	1	1
計	31	86

#### イ 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する考え方

審査会は、外国監査法人等に対する対応について、「平成 21 年度の審査基本計画及び検査基本計画」に基づき、金融庁と連名で「外国監査法

人等に対する検査監督の考え方」を策定し、平成 21 年 9 月に公表した（P77 資料 2－5 参照）。

また、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」等を踏まえ、外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する具体的な実施手続や留意事項等について定めた「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」を平成 22 年 1 月に公表した（P80 資料 2－6 参照）。

当該考え方及び基本指針では、外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、情報交換等に係る取決め等により、必要な情報が得られ、かつ、相互主義が担保される場合には、審査会は、当該国当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は実施しないこととしている。

#### ウ 外国監査法人等に対する報告徴収

審査会は、原則として 3 年に 1 度、金融庁に届出を行っている外国監査法人等に対し報告徴収を実施し、提出された資料の内容について分析・評価を行うこととしている。

#### エ 外国監査法人等に対する検査

審査会は、上記ウに示した報告徴収に係る分析・評価の結果を踏まえ、外国監査法人等に対する検査の実施に向けての具体的な検討や検査を実施するための態勢整備に取り組むとともに、当該国当局との一層の連携強化に努め、平成 26 年度に初めて、外国監査法人（1 法人）に対する検査を実施した。

### 4. 関係機関との連携

監査の品質の維持、向上を図るためにには、監査事務所が行う監査の実効性の確保だけでなく、監査事務所や監査先である被監査会社（個別企業等）を取り巻く関係先とも一層の連携強化を行い、監査を巡る共通課題、問題意識の共有化を図ることが重要である。

このため、審査会は、金融庁内の関係部局だけでなく、協会、証券取引所、監査役協会等の関係機関、大手・準大手監査法人との意見交換を実施している。

さらに、近年における被監査会社の海外進出の加速化等を受けて、グローバルな観点からの監査の実効性の確保が重要となっており、国際的監査事務所のネットワークにおけるメンバーファームに対するレビューの実態把握が

喫緊の課題であったことから、大手ネットワークの幹部やレビューーとの意見交換も実施した。

#### (1) 日本公認会計士協会との連携

審査会は、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上を公的立場から促すとともに、監査事務所における監査業務等の適正な運営の確保を図ることを目的に審査・検査を実施している。協会は、品質管理レビューの担い手であることから、レビュー実施態勢の強化などを通じ、より一層の実効性の向上を図ることにより、監査事務所における適切な監査の品質管理がなされるものと考えられる。このため、審査・検査を通じて把握した問題点等について、協会の会長等幹部や協会レビューーとの間で双方向の議論を行うなど、協会との情報共有、連携の強化に取り組んでいる。

特に、平成 26 年度においては、従前から協会と意見交換を行ってきた品質管理レビュー制度の見直しについて、平成 26 年 4 月に上場会社監査事務所名簿等への登録の見直しに関する協会のプロジェクトチームが設置され、平成 26 年 11 月には「上場会社監査事務所登録制度一部改正要綱案（公開草案）」が公表されたこと等を踏まえ、見直しの実施に向けた品質管理委員会との意見交換を実施した。そのほか監査人と監査役とのコミュニケーションの充実に向けた対応についてなど、審査会検査等において把握した品質管理レビューに係る問題など協会の自主規制機能の向上に向けた諸課題についての意見交換などを実施した。

#### (2) 証券取引所との連携

審査会は、検査等を通じて監査の信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性・透明性を高めることを使命としており、検査結果等から得られる監査に関する業界横断的な問題点等について、取引所に上場している企業についての自主規制機能を担っている証券取引所と意見交換を行うなどの連携を図り、問題意識の共有に努めている。

平成 26 年度においては、東京証券取引所、札幌証券取引所、福岡証券取引所と、資本市場における監査上の諸課題等について意見交換を実施した。

#### (3) 日本証券業協会との連携

近時、審査会では、検査等において、証券会社に対する個別監査業務の検証を実施しているところである。また、グリーンシート市場に登録している企業について、監査上の問題点も把握されているところである。

こうしたことから、審査会は、平成 26 年度においても証券会社など会員企業に対する自主規制機能を担うとともに、グリーンシート市場を運営している日本証券業協会と、証券会社を取り巻く監査上の諸課題等について、定期的に意見交換を行うなどの連携を図り、問題意識の共有に努めている。

#### (4) 日本監査役協会との連携

審査会は、企業財務情報の適正な開示を図るために監査人のみならず、企業のコーポレート・ガバナンス機能を担う監査役等との連携が重要であるとの観点から、監査役等と監査人とのコミュニケーションの状況を監査事務所に対する検査等において検証してきたところである。また、平成25年4月公表の改訂監査基準や不正リスク対応基準においては、監査人と監査役等との連携が監査の基準上も明記されるとともに、平成26年の改正会社法においても、監査役等の会計監査人に関する機能強化がなされ、コーポレートガバナンス・コード原案においても監査人との連携の確保が盛り込まれたところであり、監査人の監査役等との連携がますます重要になってきている。

こうしたことから、審査会では、日本監査役協会と、監査役等と監査人とのコミュニケーションに関する諸課題等について意見交換を行うなどの連携を図っている。

加えて、審査会では、両者のコミュニケーションの重要性に鑑み、審査会の検査結果通知についての監査人から被監査会社の監査役への開示の取扱いを明示したところである。なお、当該取扱いを含む改正「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」が平成25年11月、日本監査役協会と日本公認会計士協会から公表されているが、会社法改正やコーポレートガバナンス・コードの策定等を踏まえ、新たな両者の連携等について、意見交換を実施していくこととしている。

#### (5) 金融庁関係部局との連携

審査会では、監査事務所の金融機関（銀行、信金・信組、証券会社、生命保険会社等）の個別監査業務に対する検査結果等から得られる監査に関する業界横断的な問題点等については、監査対象企業を監督・検査等を行う金融庁関係部局と連携を行うことにより、より効果的・効率的な監督・検査等が実施できると考えられることから、金融庁関係部局（総務企画局、検査局、監督局、証券取引等監視委員会）と積極的に情報共有、意見交換を行うなど、連携の強化を図った。また、主たる事務所が地方にある中小監査事務所や大手監査法人の地方事務所の実施した監査の状況等をフィードバックする観点から、財務局に対しても情報共有等を実施した。

#### (6) 国際的監査事務所のネットワークとの連携

国際的監査事務所のネットワーク、特に、大手のネットワークは、ネットワークに加盟する各国のメンバーファームに対して、当該ネットワークの業務の品質を確保するため、品質の定期的なレビュー実施やネットワークのポリシーの遵守などを求め、品質の維持・向上に努めている。

こうしたことから、審査会では、ネットワークの行うレビュー等の実態把握に努めるとともに、ネットワークのメンバーファームに対する監視が適切に行われている場合には、その結果等を活用することにより、より効果的・効率的な検査等が可能になるとの観点から、審査会は、ネットワークの幹部やレビューアーとの意見交換を行い、連携を図っている。

## 5. 今後の課題

### (1) 日本公認会計士協会による品質管理レビューの一層の機能向上など協会の自主規制機能の強化

審査会は、平成16年度から協会の品質管理レビューの一層の機能向上を公的立場から促すことを目標とし、品質管理レビュー制度及びその運営の適切性の検証や協会と双方の議論等を継続的に行っているところである。現在では、検査結果が監査事務所を通じて協会に報告される枠組みとなっていることから、審査・検査を通じて把握した問題点等がより具体的に協会と共有され、協会との双方の意見交換を通じて、品質管理レビューの問題点等について、認識の共有等を図っている。

協会においては、品質管理レビューや上場会社監査事務所登録制度について、更なる充実に向けた検討が行われ、品質管理レビューの性格の見直しやレビュー対象の拡大、上場会社監査事務所登録制度の強化などが行われているところである。審査会としては、引き続き協会との双方の意見交換や検査結果等を通じ、審査会の活動結果を、直接的・間接的に、協会にフィードバックする取組等を強力に推進し、品質管理レビュー、上場会社監査事務所登録制度をはじめとする協会の自主規制機能の強化に向けて、更なる連携を図っていくことが必要であると考えている。

### (2) 情報収集分析体制の強化

審査会では、協会の品質管理レビューに関する報告に加え、様々な情報を活用し、審査・検査を実施しているところであるが、より効率的・効果的な審査・検査を実施するためには、情報収集並びに事前及び事後の情報分析体制の強化を図っていくことが必要である。

特に、今後は、監査事務所のリスクに応じた情報収集・分析体制の高度化が重要になるものと考えている。

このため、審査会としては、監査事務所に対するヒアリングや意見交換等のオフサイト・モニタリングを通じた監査事務所等に関する情報の収集・分析を行うとともに、市場関係の情報も積極的に収集することとし、協会や金融庁の関係部局等の関係先との連携を、より一層進めていく必要があると考えている。

また、このほか、報告徴収の一層の充実強化及び検査結果通知後の監督

当局との緊密な連携等も行い、質、量の両面における情報収集分析体制の強化を図っていくことが重要な課題と考えている。

さらに、様々な資料やヒアリング等の情報を分析することで、リアルタイムで監査事務所に係るリスクが把握できるようなオフサイトでの継続的なモニタリングとの連携強化を図っていくことも重要な課題であると考えている。

### (3) 実効的な検査の実施

監査事務所の規模等の違いにより、監査実施体制、ビジネスモデルなど監査事務所の運営が大きく異なっていることから、監査事務所のリスクプロファイルに応じた検査を実施していくことが重要であると考えている。

したがって、大手監査法人については、各方面から様々なレビューが実施され、一定程度監査の品質が確保されていると思われることから、オンラインからオフサイトによるモニタリングに軸足を移すとともに、オンラインの検査においては、テーマ別検査の徹底などより一層の効率的で実効的な検査の実施を企図している。

準大手監査法人については、監査事務所における品質管理や個別監査業務に関する重要度の高い情報を入手し、これまでの検査結果や海外業務提携先による監視活動等を踏まえ、個別監査業務が抱えるリスクに着目し、業務運営上の本質的な問題に焦点を当てたメリハリのある検査を実施することにより、実効的な検査の実施を目指している。

中小監査事務所については、新たに品質管理レビューの対象となった監査事務所を含む中小監査事務所に見られる体制に起因して生じる業務運営や品質管理に関する責任といった問題点に留意した検査を実施していくことが重要な課題と考えている。

さらに、これらの検査を通じて、業界横断的な問題点の実態把握を行うとともに、当該問題について、協会や金融庁の関係部局等の関係先と意見交換を行うなど情報の共有化を図っていくことが重要な課題と考えている。

### (4) 情報発信の強化

審査会は、監査事務所による監査の品質の維持・向上を図るための自主的な取組を促すため、検査で把握した監査事務所の問題点を事例集に取りまとめて公表し、協会における研修の一環として事例集の説明会を実施するなど、情報発信を行っているところである。

審査・検査で把握した監査事務所の問題点については、監査事務所における自主的な改善だけではなく、全体像を俯瞰して業界横断的な問題点等を抽出するような分析を行うとともに、当該問題点等については、協会や金融庁の関係部局等の関係先との意見交換等を通じて、当該関係先へ提言していくことが重要な課題と考えている。

また、事例集については、市場関係者に対する参考情報の提供等の観点も加えた改訂を行い、説明会等を通じ、積極的に情報発信を行っていくことが重要であると考えている。

#### (5) 監査事務所を巡る課題に対応した体制の充実

監査事務所を巡っては、企業の海外進出の加速化や海外取引の増加など会計実務の国際化、監査手続などにおけるＩＴ化の進展等に加え、近時の検査等の結果を踏まえると、経営管理等に業務運営上の本質的な問題点が認められているところである。また、監査における不正リスク対応基準の適用や会社法制の見直しなど、新たな法令諸基準の適用等の考慮すべき事項が見受けられる。さらに、IFIARとの各種協議や米国 PCAOB、カナダ CPAB、マレーシア AOB、オランダ AFM 及びルクセンブルク CSSFとの間で監査監督上の協力に関する書簡の交換を行うなど、海外当局との連携も進んでいる。

こうしたことから、引き続き、制度改正や国際的な動向に留意し研修内容の充実を図ることが重要な課題と考えている。また、こうした状況に対応し、検査が適切に実施されるよう、国内外からの情報、会計実務の国際化や我が国の監査事務所の態勢等について、適切に分析し対応を図るための人材確保、監査事務所のリスクプロファイルに対応した検査実施体制の確立を図ることが、重要な課題と考えている。